

資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号 平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下、省略。

2 おおぶ男女共同参画推進条例

平成15年 9月25日

大府市条例第20号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第21条）

第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理（第22条・第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

「健康都市」をうたう大府市は、個人の尊重と法の下での平等を明記した日本国憲法や、個性の違いを認める社会の実現を目指す男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、男女共同参画を推進し、すべての人々が差別や暴力と無縁に、安心して暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる領域に希望をもって参画できる「健康都市」を築くために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、性別による固定的な役割分担を解消し、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（1） 女性及び男性の個人としての尊厳を重んじ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。

（2） 女性及び男性は、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(3) 女性及び男性は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会の制度又は慣行によって、その活動が制限されることなく、自由に多様な活動が選択できるように配慮されること。

(4) 女性及び男性は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画し、両立することができるように配慮されること。

(5) 女性及び男性は、互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、生涯を通じた女性の健康と、その健康について女性自らの意思で自己決定する権利（以下「性と生殖に関する健康と権利」という。）が尊重されること。

(6) 男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の責務）

第3条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、連携して男女共同参画施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、女性及び男性が職場における活動に平等に参画できる機会の積極的確保に努めるとともに、職場生活と育児、介護等の家庭生活が両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第6条 学校教育その他の教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手に不快感又は不利益を与える性的侵害をいう。）を行

ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する、著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力行為をいう。）を行ってはならない。

（情報の表示に関する配慮）

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（行動計画）

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努め、大府市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第10条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第11条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

（拠点施設）

第12条 市は、男女共同参画施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画に関する取組を支援するため、拠点施設を設置するものとする。

（性別による権利侵害の防止及び支援）

第13条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、各種制度の利用あっせん、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（性と生殖に関する健康と権利の支援）

第14条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（参画機会の拡大及び是正措置）

第15条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれ

か一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(学習及び教育に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第18条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民、団体及び事業者(当該活動を主として行うものに限る。)に対し、その主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第19条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調)

第20条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第21条 市長は、行動計画に基づいた男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理

(大府市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画事業の推進に資するため、大府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市

長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情の処理)

第23条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合には、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、調査を行うことができる。この場合において、当該申出に係る関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

5 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、当該申出に係る関係者に対し、要請又は指導を行うことができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

3 大府市男女共同参画審議会規則

平成15年 9 月 25日

大府市規則第19号

改正

平成17年 3 月 28日規則第29号

平成21年 3 月 31日規則第17号

平成23年 3 月 29日規則第 7 号

平成29年 3 月 28日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、おおぶ男女共同参画推進条例（平成15年大府市条例第20号）第22条第 7 項の規定に基づき、大府市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自治会又はコミュニティの代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 教育関係者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第 4 条 審議会の運営に関し指導又は助言を得るため、審議会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席

を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働部青少年女性課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4 大府市女性登用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策決定の場に反映させるため、大府市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 女性の登用を推進する審議会等（以下「審議会等」という。）は、法令及び条例・規則を根拠に設置されている機関とし、要綱等により設置された委員会等についても、これに準ずるものとする。

(目標)

第3条 審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努める。

2 女性委員のいない審議会等は、委員改選の際に解消する。

3 前2項の目標を達した審議会等は、さらに女性委員の登用比率を高めるように努めるものとする。

(所管の長の役割)

第4条 審議会等を所管する各課等の長（以下「所管の長」という。）は、委員改選のとき、女性の登用を推進し、目標達成に努めるものとする。

2 所管の長は、委員の選任基準を見直し、女性の登用ができるよう必要な処置を講ずるものとする。

3 所管の長は、女性の人材発掘及び人材育成に努める。

(登用計画)

第5条 所管の長は、審議会等への女性登用計画を作成し、市長に提出する。

(登用状況の報告)

第6条 所管の長は、毎年4月1日現在の女性登用状況を市長に報告する。

2 市長は、報告された女性登用状況を調査し、目標達成のために必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第7条 この要綱に関する事務は、市民協働部協働促進課青少年女性課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 大府市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	委員名	備 考	
会 長	池 田 逸 夫	地域代表	
副会長	山 田 恵 子	国際ソロプチミスト愛知ガー デニア	
委 員	小 竹 紀代子	小中学校代表 共長小学校長	山下千寿栄 共和西小学校 長 (平成 26 年度)
〃	吉 川 裕	労働者代表 愛三工業労働組合 副委員長	
〃	小笠原 真 也	事業所代表 住友重機械工業株式会社	大野 正浩 大天工業株式 会社 (平成 26 年度)
〃	酒 井 信 子	NPO代表 ミューぷらん・ おおぶ理事長	
〃	田 中 高 子	一般公募	千田 純代 (平成 26 年度)
〃	埴 原 進	一般公募	平井 昭三 (平成 26 年度)
助言者	吉 田 良 生	学識経験者 椋山女学園大学教授	

6 プランV策定の経過

平成25年度

年月日	内 容
平成25年8月	男女共同参画に関する市民アンケート実施

平成26年度

年月日	内 容
平成26年 6月27日	第2回審議会 ・プランV策定スケジュールについて ・プランV策定の背景及び基本的な考え方について
平成26年 7月28日	第3回審議会 ・プランIVの検証（基本課題1、2について）
平成26年 8月28日	第4回審議会 ・プランIVの検証（基本課題3～5について）
平成26年10月27日	第5回審議会 ・プランIVの検証（基本課題6、8について）
平成26年11月21日	第6回審議会 ・プランIVの検証（基本課題7、9について）

平成27年度

年月日	内 容
平成27年 5月22日	第1回審議会 ・プランV諮問 ・プランV審議（計画策定の背景、基本理念について）
平成27年 6月25日	大府市議会全員協議会 ・プランV案について説明
平成27年6月26日～ 平成27年7月25日	パブリックコメント実施
平成27年 7月17日	第2回審議会 ・パブリックコメントの実施について説明 ・プランV審議（基本課題1～4について）
平成27年 7月27日	第3回審議会 ・プランV審議（基本課題5～8及び重点目標、重点プロジェクトについて）
平成27年 9月 7日	第4回審議会 ・プランV答申

7 審議会への諮問

27大協第 196号

平成27年5月22日

大府市男女共同参画審議会

会長 池田逸夫様

大府市長 久野 孝保

おおぶ男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づく
行動計画の改定について（諮問）

おおぶ男女共同参画推進条例（平成15年9月25日大府市条例第20号）第9条第2項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

おおぶ男女共同参画プランV（案）について

8 審議会からの答申

平成27年9月7日

大府市長 久野 孝保 様

大府市男女共同参画審議会
会長 池田 逸夫

おおぶ男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づく
行動計画の改定について（答申）

平成27年5月22日付け27大協第196号で諮問のありましたおおぶ男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づく行動計画の改定につきましては、慎重に審議した結果、修正案として別添のとおり答申します。

なお、本計画に掲げている施策を着実に実行するとともに、おおぶ男女共同参画推進条例前文にあるとおり、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる領域に希望をもって参画できる「健康都市」を築く」ため、下記の事項について推進するよう希望します。

記

- 1 本計画に掲げている施策の実現に向けて、実施すべき具体的な事業内容を明確にするとともに、着実な実行に努めること。
- 2 企業での管理職等に対する男女共同参画意識の啓発に関する働きかけを積極的に行うとともに、女性登用の気運や体制づくりに努めること。
- 3 子育て支援や介護支援においては別計画との整合性を図りながら、男女共同参画の視点をもって、施策の実施に努めること。

おおぶ男女共同参画プランV

エスポワールおおぶ

平成27年9月発行
(平成29年2月一部改定)
(平成29年12月一部改定)

発 行

大 府 市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
TEL 0562-47-2111 (代表)
ホームページURL <http://www.city.obu.aichi.jp/>

編 集

大府市 市民協働部 青少年女性課